

福岡ランニングセンター(FRC)ニュース NO.53

発行日 2020年5月12日

発行責任者 西村文男

事務局 新日本スポーツ・福岡県連盟北九州事務所 〒806-0013 北九州市八幡西区清納1丁目1-10

TEL・FAX 093-662-9278

E-mail krc-fn@jcom.home.ne.jp

4月19日の月例マラソンは中止して練習会へ

1kスタート



みずまき月例マラソンは、2月が雨天中止、3月は新型コロナウイルス対策で会場閉鎖となり中止をしました。また、4月19日の月例マラソンも、4月7日の安倍首相の緊急事態宣言発令で、行事としては使用許可が出ないため、中止をしました。

しかし、河川敷では市民が走ることも禁止されていませんので、月例マラソンに来られた方に中止になったことを伝えると同時に、走って帰りたい方にはコロナ対策をして、役員がタイム測定等のサポートすることを説明して、開催することにしました。

当日は晴れ、微風で絶好のランニング日和でしたが、役員を中心に6名プラス1ファミリーの参加がありました。参加者には非接触型体温計で体温のチェックをして殺菌・消毒綿の配布をしました。そして、スタッフはマスクを着用して対応しました。

参加者に走りたい種目を申告してもらくと、1キロ・5キロ・10キロの三種目でしたので、9時に1キロの部のスタート、9時15分に5キロと10キロの部のスタートとしました。

1キロの部では小学生のランナーが、足が前に上がりストライドが伸びて見事な走りをしました。10キロでは、日ごろ月例マラソンでは走れない役員2名も健脚を披露して満足そうでした。

河川敷の1キロトラックやサイクリングロードでは、いつも月例マラソンに参加しているランナーも、何人か走りに来て練習をしていました。



10k ゴール

5月17日(日)の月例マラソンも練習会に変更!



東屋

河川敷を走りたい人にはコロナ対策でサポート

5月17日(日)の「第35回みずまき月例マラソン」も使用許可が取れませんので、練習会に変更します。

スタッフは猪熊駐車場の東屋にいます。テントも張っていません。参加費等も取りません。給水所も設けません。各自飲み物等は準備して来てください。緊急事態宣言が発令されている時なので、人と会話する時はマスクを着用して1m以上離れてください。走るときはマスクを外してもかまいませんが、離れて走ります。

走られる方には非接触型体温計で体温を測り、消毒液も置いて感染対策を取ります。

9時に1キロのスタートをして1キロトラックを一周します。9時15分に3キロ・5キロ・10キロのスタートをしてサイクリング道を往復します。

福岡ランニングセンター第5回総会開催

5月17日(日)の練習会のあと、延期した福岡ランニングセンター第5回総会を開催することにしました。コロナ対策のため、総会は出来るだけ短時間にしたいと思っております。また、総会後の懇親会はしません。会員の皆さんの参加をお願いします。

記

1. 日時：5月17日(日) 14:00~16:00
2. 場所：新日本スポーツ連盟北九州事務所(通称「自然の館」) TEL093-662-9278
〒806-0013 北九州市八幡西区清納1-1-10
3. 議題：2019年度経過報告・会計報告・監査報告
2020年度活動方針・予算案・役員選出

【投稿】

緊急事態宣言が5月末まで延長 弱者犠牲の政策と違憲行為はこの国を不幸にする！

西村文男

5月2日付の新聞で、コロナ自粛による犠牲者の報道がされました。

「聖火ランナー選出の老舗3代目とんかつ店主、五輪は延期になり店は休業・・・火災で死亡」マラソンが趣味で、7月の地元の練馬区を走る予定だった。緊急事態宣言後は店を休業していた。店の先行きを悲観していた。油を体に浴びた可能性がある。出火原因を調査中とありましたが、おそらく自殺ではないかと思えます。

自営業者の方々は自粛すれば収入がなくなります。補償がなければ自粛など出来ません。さらに深刻なのは母子家庭や学生アルバイトや非正規職員等、身分保障の無いところで生活している人にとっては自活できなくなります。このままでは、ホームレスになったり犠牲者がでます。

安倍首相は「自粛だから補償は現実的でない」といつも他人事のような発言をします。森友問題で自殺者が出た時もそうですが、彼には当事者の気持ちに寄り添う気持ちが全く見られません。

自粛をするのであれば、犠牲者が出ないようにするべきであり、まともな政策とはとても言えません。

ところで、この時期に突然NHKのニュースで憲法改正が出てきました。

安倍首相と自民党は、コロナ危機のもとで緊急事態条項創設の改憲論議を主張し、安倍首相の任期である来年の9月までに自衛隊を含めて憲法に明記したいと考えています。

「産経」・FNNの世論調査(4月13日)では、憲法改正による緊急事態条項の創設に「賛成」が65.8%を占めました。

そこで、この改憲論議について、安倍首相の違憲行為を見逃すわけにはいきません。日本国憲法について、私の意見を述べさせていただきます。

憲法というのは国の政治の目指す方向(理念)を定めています。ですから法律と違って憲法を守らないからといって罰則規定はありません。今の憲法は、戦前の天皇主権の軍国主義による反省から、「国民主権」・「基本的人権の尊重」・「平和主義」を三大基本原則として定められました。

従って、憲法を守らなければならないのは国家、すなわち国会議員や公務員なのです。つまり、憲法は国家権力を制限するためのものなのです。

憲法99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定め、わざわざ主権者である国民に対して「憲法尊重擁護義務」があることをあらためて確認しています。権力者が勝手な振る舞いをしないよう定められました。

日本国憲法では、安倍首相や自民党議員が憲法改正を議論することが出来ないのです。改憲を主張することは違憲行為といわなければなりません。

また日本国憲法は、戦前の大日本帝国憲法下で国家緊急権が乱用された歴史の反省から、これを否定しました。緊急事態には、事前に個別の法律を準備して対応するという考えに立っています。

コロナ対策の混迷や遅れの原因を憲法や法律のせいにするのは全くの筋違いです。

《役員だより》

ここ数年来、加齢と共にランニングよりもウォーキングや山登りで体力維持を図る方が多くなってきた。宗像市在住であることもあって(知る人ぞ知る)城山(369m)に登るのを日課にしている。

昨年は144日(年間の約4割)登頂した。コロナ禍の影響によるストレスや運動不足を解消のためか、以前は中高年以上の人がほとんどだったが、最近は家族ずれや若い人たちをよく見るようになった。

ただ、若い人たちが元気なのは良いが、談笑しながらの集団と狭い山道をすれ違う時はこの時期ちょっと緊張する。早く終息することを切望するのみだ。

先日、天気の良い平日、久しぶりに福智山に行った。登りはちょっと険しい白糸の滝ルート、ほとんど登山者と会わなかった。山頂は風が強く早々に下ることにしたが、眼下に以前北九州ランニングセンターが実施していた鱒淵マラソン大会会場の鱒淵ダムが臨め感慨ひとしおだった。

下りの上野越ルートはさすがにポピュラーだけに多くの登山者で賑わっていた。(田)